

2008年2月21日

## 報道関係の皆さま

管理職ユニオン・関西  
執行委員長 本田直明  
アルバイト・派遣・パート関西労働組合  
代表 小原 久季

# 「労働契約見直しホットライン」開設のお知らせ

日頃より当ユニオンにご協力いただき感謝しております。

いま、労働者は雇用不安、生活不安を抱え働いています。

派遣労働者や契約社員、アルバイト・パートなどの非正規労働者が全雇用者の3割となっています。

1985年の労働者派遣法の法制化によって急速に進みました。この法律は、労基法6条の中間搾取(ピンハネ)の禁止が解禁されたのです。90年代の中高年労働者のリストラ解雇と重なって、特に労働者派遣法の1999年の大「改正」、いわゆる派遣対象業務のそれまでのポジティブリスト方式による限定から、ネガティブリスト方式による原則自由となりました。さらに、2003年には製造業も解禁され、製造現場のほとんどが偽装請負・違法派遣状態となりました。登録型派遣といわれる形態、日雇い派遣まで登場し、派遣会社がまったく労働者に対する雇用責任・生活補償の責任も負わない事態が横行するに至っています。併せて派遣先企業が指示・命令する使用者責任があるにもかかわらず責任を取らず、中途解約や契約以外業務の強要や、違法業務などを行う例、製造業の偽装請負・違法派遣が横行しています。ましてや、正規社員との均等待遇原則など無視の状態です。

その上、時給以外何の保障もなく、正規社員との格差の拡大と、働いても生活が苦しい年収150万～200万円のワーキングプアといわれる低所得者層を増大させています。

ご承知のように、3月1日から労働契約法が施行されます。この法案は、「これまで裁判実務によって委ねられ、その積み重ねによって確立した判例法理の基本的な部分を明確にし、立法的に手当てされたことは、非常に意義あるもの評価」と言われていますが、実際のところは、どうなのかはわかりません。労働契約の成立・変更、継続・終了、有期雇用契約についてのルールが決められていますが、具体性は欠けます。ましてや非正規といわれる労働者の裁判判例など少なく、あまり良いものもありません。

こうした労働者が、雇用、労働条件にかかわる問題に直面した時、気楽に相談できるところが確保されているかと言えば、行政の窓口も少なくなっている現実があります。ユニオン・労働組合も、特に企業内組合は形骸化して、非正規労働者の個別相談にはまったく対応できません。

経営者からは、人件費削減対象とされているパート・アルバイト、派遣・契約社員など非正規といわれる労働者は、求職時の記載事項と異なる条件、口頭による約束違反などを体験しています。一方的な賃金(給与)の切り下げや労働時間延長などの不利益変更です。労働契約法施行を前にして、労働契約見直しについての相談ホットラインを開設します。

その他、解雇・退職勧奨、“偽装請負・違法派遣”、“セクハラ・パワハラ問題”や“労働条件の不利益変更”、“労働基準法違反”などの相談も受け付けます。

※開催要綱は、裏面をご覧ください。

# 「労働契約見直しホットライン」

## 開催要綱

### ■日時

2月28日(木)・29日(金) 3月1日(土)の3日間  
時間帯は、いずれの日も 午前10時～午後6時

### ■ホットライン電話番号

- 大阪府、奈良県、和歌山県 06-6881-0781 (4回線)
- 京都府、滋賀県 075-353-4334 (2回線)
- 兵庫県 078-360-0450 (2回線)

### ■ホットライン開設にあたっての要請事項

事前に「ホットライン開設」の紹介をお願いします。

事前取材は何時でもお受けします。

テレビ等の、開設初日 2月28日(木)午前10時からのホットライン取材。

### ■共催団体

管理職ユニオン・関西

アルバイト・派遣・パート関西労組

労働組合ネットワークユニオン東京 (03-5363-1091)

管理職ユニオン・東海 (052-249-6669)

愛知連帯ユニオン (050-1473-2836)

### ■問合せ(連絡先)

〒530-0044 大阪市北区東天満2丁目2番5号第二新興ビル605号

管理職ユニオン・関西書記長 大浜和明

TEL 06-6881-0781

〒530-0044 大阪市北区東天満2丁目2番5号第二新興ビル605号

アルバイト・派遣・パート関西労組事務長 仲村 実

TEL 06-6881-0110